

F-35A戦闘機のパネル落下事故に対する意見書

平成29年11月30日、嘉手納基地に暫定配備されているF-35A戦闘機が飛行訓練中に重さ約450グラム、縦約30センチ、横約60センチの機体パネルを落下させる事故が発生した。米軍は「当時、訓練は沖縄本島東約104キロメートル付近で実施しており、洋上で紛失したと思われる。飛行の安全のため全航空機に関して飛行前後の点検を実施した」と発表した。日頃から住民居住地上空での飛行や急旋回訓練を行っている戦闘機から機体の一部を落下させる事故が起こること自体、看過できない問題である。県内における米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、万が一住民居住地に落下すれば住民を巻き込む大惨事に繋がりがねず、町民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れない。事故翌日には事故原因を明らかにしないまま同型機が飛行訓練を再開させており、米軍の無神経さに対して強い憤りを禁じ得ない。

本町議会は、これまでも事故発生の都度、事故原因を早急に究明し整備点検の徹底、安全管理と事故の再発防止を図ることを強く求めてきたが、演習や訓練を最優先する米軍の態度に不信感は募る一方である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 すべての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 2 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに公表すること。
- 3 F-35A戦闘機の嘉手納基地での飛行訓練を中止し、即時撤退させること。
- 4 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月12日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長
沖縄県知事

F-35A戦闘機のパネル落下事故に対する抗議決議

平成29年11月30日、嘉手納基地に暫定配備されているF-35A戦闘機が飛行訓練中に重さ約450グラム、縦約30センチ、横約60センチの機体パネルを落下させる事故が発生した。米軍は「当時、訓練は沖縄本島東約104キロメートル付近で実施しており、洋上で紛失したと思われる。飛行の安全のため全航空機に関して飛行前後の点検を実施した」と発表した。日頃から住民居住地上空での飛行や急旋回訓練を行っている戦闘機から機体の一部を落下させる事故が起こること自体、看過できない問題である。県内における米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、万が一住民居住地に落下すれば住民を巻き込む大惨事に繋がりがねず、町民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れない。事故翌日には事故原因を明らかにしないまま同型機が飛行訓練を再開させており、米軍の無神経さに対して強い憤りを禁じ得ない。

本町議会は、これまでも事故発生の都度、事故原因を早急に究明し整備点検の徹底、安全管理と事故の再発防止を図ることを強く求めてきたが、演習や訓練を最優先する米軍の態度に不信感は募る一方である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 すべての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 2 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに公表すること。
- 3 F-35A戦闘機の嘉手納基地での飛行訓練を中止し、即時撤退させること。
- 4 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、決議する。

平成29年12月12日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 太平洋空軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長